

相模原市農業委員会第12回会議議事録

開会日時 令和5年2月28日 午後1時40分

閉会日時 令和5年2月28日 午後3時05分

開催場所 産業会館3階 大研修室

出席委員 (○印)

①	青木 齊	⑧	志村 佳男	⑮	八木 拓美
②	齋藤 憲一	⑨	阿部 健	⑯	菱山 喜章
③	加藤 正博	⑩	高橋 三行	17	藤村 達人
④	渋谷 久夫	⑪	齋藤 孝之	⑱	天野 明
⑤	斉藤 嘉之	⑫	山口 幸男	⑲	加藤 通一
⑥	大塚 優子	⑬	大谷 健一		
⑦	小林 康史	⑭	西東 邦雄		

出席委員 18名

欠席委員 1名 (17番藤村達人委員)

傍聴人 0名

事務局 斉藤ますみ 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高 鈴木克彦

議事録署名人 議長

.....

議席13番

.....

議席16番

.....

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第2回農地利用最適化推進委員情報交換会報告
3	議案第89号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第90号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第91号	農地法第4条の規定による許可申請について
6	議案第92号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
7	議案第93号	農地法第5条の規定による許可申請について
8	議案第94号	農地法第5条の規定による許可申請について
9	議案第95号	農用地利用集積計画の決定について
10	議案第96号	農用地利用集積計画の決定について
11	議案第97号	農用地利用集積計画の決定について
12	議案第98号	農用地利用配分計画の作成について
13	議案第99号	特定農地貸付けの承認について
14	報告第67号	農地所有適格法人の報告について
15	報告第68号	特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止について
16	報告第69号	非農地証明書の発行について
17	報告第70号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
18	報告第71号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

その他 相模原市賃借料情報

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第12回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、17番藤村達人委員から欠席の旨通告がありますので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、13番大谷健一委員、16番菱山喜章委員を御指名いたします。

本日の傍聴はないということです。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

これより日程に入ります。
日程1「会務報告」をいたします。
斉藤事務局長に報告いたさせます。

事務局（斉藤事務局長兼次長）

それでは、令和5年1月31日から令和5年2月27日までの主な会務につきまして報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

2月15日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長、伊藤担当課長ほか出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは、諮問1件、報告11件となっております。

続きまして、市関係でございます。

1月31日、農業委員会第11回総会を行いまして、農業委員18名が出席しております。

続きまして、2月9日、農地利用最適化推進委員情報交換会を行いまして、阿部会長、菱山副会長、推進委員16名ほか出席しております。内容につきましては、タブレット端末の操作方法等に関する研修についてほかでございます。

続きまして、2月13日、第224回相模原市都市計画審議会が行われまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、相模原市都市計画土地区画整理事業の決定についてほかでございます。

続きまして、2月20日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。

続きまして、2のその他でございます。

(1)を飛ばしまして、(2)の市関係でございます。

2月17日、東京たま未来メッセ3階、第1会議室におきまして、八王子市地域ぐるみ獣害対策推進事業に係る報告会が行われまして、大塚委員、守屋推進委員が出席しております。

裏面を御覧ください。

続きまして、2月21日、令和5年度以降の農地中間管理事業に関する打合せが行われまして、私、斉藤ほか出席しております。内容につきましては、促進計画の状況についてほかでございます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいま会務報告がありましたが、皆様から何か御発言はありますでしょうか。

では、私から1点、御報告させていただきます。

2月13日に都市計画審議会がございました。橋本駅南口のリニア中央新幹線の事業用地ということで、駅前の関係、それから、県立相原高校の跡地、この辺のところを中

心に一団の土地があるわけですが、そこを計画的な土地利用を進めていくという議題が上がってきたものです。内容的には、駅前広場のところ、それから、周りにありますこれまでの都市計画道路、こういうものの計画決定、また一部、変更するというものであります。原案どおり決定ということで進んだわけですが、南口駅前通りのところに、相当広い幅員、49mという通りが国道16号に向かってできてくるというのが主な内容です。それから、駅前広場については、今まで6,500㎡だったものが13,300㎡という倍ぐらいの広さになるということで、路線バスの乗降は8台だったところが10台程度、それから、今まで高速バスの乗降場はなかったんですが、新規で2台程度置こうと。それから、タクシーの乗降場は1台分だったのが3台分になり、一般車両の乗降台は14台だったところが17台、このような計画が進んでいくことになっていきます。

概略ですが、広域的な交通結節の機能を持たせたまちづくりが進んでいく、このような状況が示されて、都市計画審議会の中では全員一致で決定されたということで、これから、都市計画決定に関わる告示がなされていくこととなります。

以上でございます。

ほかはないようでしたら、これで報告を終わりますが、よろしいですね。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 第2回農地利用最適化推進委員情報交換会報告

議長（阿部会長）

それでは続きまして、日程2「第2回農地利用最適化推進委員情報交換会報告」をいたします。

事務局に報告いたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、2月9日に行われました第2回農地利用最適化推進委員情報交換会の結果を報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

今回、推進委員を対象として、デモ機によるタブレット端末の操作方法等に関する研修を県農業会議の担当者に行ってもらい、各推進委員にタブレット端末の操作を体験していただきました。特に意見はありませんでした。

以上、第2回農地利用最適化推進委員情報交換会の報告とさせていただきます。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

議長（阿部会長）

それでは、第2回農地利用最適化推進委員情報交換会報告を終わります。

日程3 議案第89号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程3議案第89号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第89号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-22から3-25及び3-1018、3-1019は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和5年2月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-22から3-24は関連議案ですので、一括して説明します。

3-22から3-24は、それぞれ南区下溝に住む譲渡人が所有する農地を、農地所有適格法人の株式会社グリーンピア相模原が経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は麻溝台の畑、合計11筆、3,816㎡です。今後の作付はトウモロコシを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、市内の経営農地49筆、34,874.89㎡で、全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。法人要件については、農地所有適格法人の要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-25は、公益社団法人神奈川県農業公社が所有する農地を、緑区大島に住む譲受人が経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は大島の畑、2筆、2,083㎡です。今後の作付は里芋を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、市内の経営農地75筆、90,228.40㎡で、全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは引き続き、津久井事務所管内の2件について説明いたします。4ページを御覧ください。

收受番号3-1018は、緑区中野に住む譲受人が、アメリカ合衆国ジョージア州に住む譲渡人の所有する農地を親族間で財産整理のため所有権移転をする申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。

申請地は中野の畑、1筆、1,067㎡です。今後の作付は粟、柿を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地9筆、3,480㎡、適切に管理されており、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人の2名とも250日で、要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから許可相当と判断いたしました。

続きまして、収受番号3-1019は、緑区小倉に住む譲受人が、中央区田名に住む譲渡人の所有する農地を親族間での財産整理のため所有権移転をする申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。申請地は小倉の畑、1筆、235㎡です。今後の作付は大根、ホウレンソウなどの露地野菜を栽培する予定としています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地2筆、654㎡、適切に管理しております。下限面積要件については、後ほど御審議いただく議案第96号農用地利用集積計画の決定での2筆、1,358㎡を含めた耕作面積の合計が2,000㎡以上となり、要件を満たすこととなります。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が300日、妻が100日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。なお、本件については、利用権の設定、公告日に合わせ許可日を調整いたします。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号3-22から3-24については、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

8番（志村委員）

2月25日に現地確認に行っていました。ここは相模原の最終処分場の西側になりまして、かなり大きい農地になっております。3枚あるんですけど、いずれの土地も適切に管理されて、特に問題はございません。御審議よろしく申し上げます。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号3-25については、緑区担当、山口幸男委員、お願いいたします。

12番（山口委員）

昨日、現地を見てきまして、ここは以前からきれいに耕作されていまして、この周囲も優良農地です。譲受人は一生懸命やって、実績もあります。地元の方もしっかり仲よくやっていますので、そういう点は全く問題なく、優良農地として維持されるものと思います。ただ、境がちょっと分かりづらくなっていまして、恐らく、トラクターなどでやっているときに埋まってしまったのではないかと思うんですけども、これは今後注意していただいたほうがいいなと思いました。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号3-1018については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いいたします。

6番（大塚委員）

2月25日に高城推進委員と私と2人で見てまいりました。この農地は、譲受人夫婦が今までも夏場は草刈りをしたり、ずっと管理していて、甥御さんが持っていたものをアメリカから日本に戻ってくるのもいいなとも思ったんです。譲受人にも40代の息子さんがいますので、継続していくのではないかとということで、栗は随分樹齢が経っていて、3分の1ぐらい切って、そこに柿を植え替えていくような様子もありました。近隣も梅林が多くて、お隣の畑で少し野菜を作っているぐらいです。車が入れるように広く入口道路を造ってあるみたいで、特段、問題はないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号3-1019については、城山地区担当、齋藤憲一委員、お願いいたします。

2番（齋藤委員）

譲受人は譲渡人ときょうだいで、譲渡人がお姉さんです。親族間での財産整理ということで、事務局から25ページの使用貸借権の設定に絡んで、御説明がありましたとおり、最終的には下限面積2,000㎡は超えてきちんとするというので、譲受人は自己消費中心ですが、農業をしっかりとやっております、今、耕うんされて、植え付け等も進めるということで、特に問題はなく、結構なことかと存じます。

以上、御審議のほどお願いいたします。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

10番（高橋委員）

親族間というのは、相続とは違うので、そういう必要面積がないと、いろいろ問題がありますよということですか。

以上です。

事務局（松浦所長）

相続に関しては、特に届出だけいただいて、これも平成20年代の後半にできた新しい制度ですけれども、それまでも特に農業委員会の許可とか届出なく、そのままできていました。やはり、今回のところのように、贈与とか親族間のやり取り、相続以外のものについては、通常どおり3条の許可が必要と規定されているところです。3条の許可ということで、要件の中に当てはめて、2,000㎡以上、ある程度、農業を推進していかれる方、経営していただいている方に受け取っていただくということで、許可ということで、こちらで案件として上げさせていただいている状況になっております。

議長（阿部会長）

許可が必要ということで、よろしいですか。

10番（高橋委員）

農地ではなくて、農転をして渡す分には問題ないということですよ。

事務局（松浦所長）

農転の場合には今度は5条になりますので、やはり許可が必要になります。そのまま譲り受けというわけにはいかないかなと思います。面積要件はないですけども、許可は必要になるということ。

10番（高橋委員）

許可を取れば、いいですよ。

事務局（松浦所長）

そうですね、5条については転用許可を取っていただければということです。転用ですから、農地以外のものにするというのが基本になります。

10番（高橋委員）

はい、分かりました。ありがとうございました。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

10番（高橋委員）

はい。

議長（阿部会長）

ほかにございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、ないようですので、採決させていただきます。

議案第89号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程3議案第89号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第90号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程4議案第90号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第90号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-26は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和5年2月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号3-26は、権利設定者の東海旅客鉄道株式会社が、地下にリニア中央新幹線の軌道用のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。申請地は緑区大島の畑、1筆、415㎡です。地下トンネル建設に伴う区分地上権についての説明は省略させていただきます。なお、旧相模原市域での農地の区分地上権については、宮下本町から大島方面にかけての地域が対象となる見込みです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第90号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4議案第90号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第91号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程5議案第91号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、7ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第91号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-10及び4-1006は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和5年2月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページを御覧ください。

收受番号4-10は、申請人が所有する下溝の農地、1筆、1,502㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、運送事業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリートブロックを活用するとともに、新たにコンクリートブロック2段を設置し、西側は単管パイプ高さ1.5mを2m間隔で設置する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は北里大学病院の北西約710mです。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の1件について説明いたします。引き続き、8ページを御覧ください。

收受番号4-1006は、申請人が所有する緑区千木良の農地、1筆、528㎡のうち204.01㎡を自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、現在、借家に居住しており、自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣接地への土留め策として、既存擁壁を使用するとともに、新たにRC擁壁高さ30cmから50cmを設置するとともに、汚水については公共下水道に接続して処理し、雨水については、浸透ますを設置して敷地内浸透とする計画です。申請地は千木良小学校の北西約440mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-10については、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

8番（志村委員）

2月21日に現地確認に行っていました。この場所は相模原浄水場の西側になりまして、ちょうど確認に行ったとき、トラクターで耕うんした跡があって、草が1本も

出ていなくて、きれいな畑だったんですけど、転用はやむを得ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号4-1006については、相模湖地区担当、青木齊委員、お願いいたします。

1番（青木委員）

25日に推進委員の岸さんと現地を見てまいりました。今見えている前の家が申請人の長男が住んでいる家で、前は甲州街道でございます。その下は自分で耕作しております。畑も草1本ないようになっておりまして、別に問題はないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決させていただきます。

議案第91号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5議案第91号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第92号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変

更申請について

日程7 議案第93号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程6議案第92号、日程7議案第93号につきましては、関連議案になりますので、2議案を一括して議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

御異議なしと認めます。

それでは、議案第92号、議案第93号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、9ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第92号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について。別紙農地の事業計画変更申請收受番号5-1003は、農地法関係事務処理要領の規定により、変更をする相当の理由があるので、意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和5年2月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、10ページを御覧ください。

事業計画変更收受番号5-1003について御説明します。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。右側の斜線部分が許可済地で変更前のもの、拡大地を含めた太枠全体が変更後の申請地となります。本案件は、令和4年10月5日付で資材置場として転用許可を受けた農地について、事業計画を変更するものです。変更点は、転用者、転用目的及び敷地の追加、拡大です。変更理由は、許可を受けた転用事業者との土地売買契約が破談となってしまったため、転用目的の実現が困難となったことから、別途、運送事業者が承継し、駐車場として転用するものです。なお、本事業の工事は未着手となっております。

続きまして、関連議案となります議案第93号について説明いたします。11ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第93号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1070は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和5年2月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、12ページを御覧ください。

收受番号5-1070は、譲渡人である有限会社千葉商会在が、譲渡人の所有する緑区川尻の農地、3筆、2,778㎡の所有権を移転し、駐車場として転用するための申請

です。現地の状況につきましては、先ほどの案内図、スクリーンを御覧ください。農地区分は第2種農地です。転用理由は、変更後の事業者は運送業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たに駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存の鋼板等を利用するとともに、土留め鋼板高さ51cmを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は広田小学校の北西約530mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、城山地区担当、西東邦雄委員、補足説明や御意見をお願いいたします。

14番（西東委員）

2月22日に押田推進委員と現地を確認してまいりました。この一帯は、境川に沿って畑が広がっている場所ですけれども、既に許可済地と今度の拡大地がありますけれども、これを入れると、ここ一帯、ほぼ全域が資材置場とか駐車場に転用されるような状況で、少し残念でもあります。あと、計画変更で、業者間に何か意図的なものがないのかと事務局にも確認してみたんですけれども、特にないということで、単なる前業者の計画の破綻から、こういう経緯になったということでありました。特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、ただいま2議案を一括して説明を行いました。採決についても一括とすることで御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

御異議なしと認めます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第92号、議案第93号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6議案第92号、日程7議案第93号については、原案のとおり決定いたしました。

日程8 議案第94号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程8議案第94号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、13ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第94号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-34から5-36及び5-1071から5-1074は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和5年2月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、14ページを御覧ください。

收受番号5-34は、譲受人の株式会社総合技研が、譲渡人が所有する新磯野の農地、1筆、991㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産業を営んでおり、建築事業者からの要望により、資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、鋼板高さ43.5cmを設置するとともに、ネットフェンス高さ1.4mを設置する計画です。雨水については、転圧をし、敷地内で処理する計画です。申請地は市立相武台中学校の東約90mです。

続きまして、收受番号5-35は、借受人の株式会社千歳商事が、貸出人5名が所有する当麻の農地、7筆、2,898㎡に賃借権を設定し、駐車場へ転用する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、運搬業を営んでおり、現在賃借中の駐車場を返却しなければならないため、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、鋼板高さ51cmを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相愛病院の南西約480mです。

続きまして、收受番号5-36は、譲受人の株式会社義光陸運が、貸出人が所有する田名の農地、1筆、2,595㎡に賃借権を設定し、駐車場へ転用する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、運送業を営んでおり、現在賃借中の駐車場を返却しなければならないため、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存ブロック及びフェンス高さ1.75mを活用し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。なお、この申請地は、以前は建設事務所が建っており、違反転用していた農地でありまして、その建物を取り壊し、農地に復元して、今回の申請を受けるものです。申請地はふじ第二保育園の南西約580mです。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の4件について説明いたします。引き続き、15ページから18ページを御覧ください。

收受番号5-1071は、譲受人である株式会社協同商店が、譲渡人の所有する緑区川尻の農地、2筆、1,523㎡の所有権移転を受け、器材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第2種です。申請理由は、金属リサイクル業を営んでおり、事業拡大に伴い、リサイクル品回収用の大型の蓋のないコンテナを保管するための器材置場を確保するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、安全鋼板高さ51cmを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は小島歯科医院の北西約1,410mです。

続きまして、收受番号5-1072は、借受人である工藤建設株式会社が、貸出人の所有する緑区与瀬の農地、1筆、1,219㎡のうち331.76㎡に賃借権を設定し、仮設工事用地として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、隣接地への老人ホームの建設に伴う仮設工事用地として一時転用するものです。なお、一時転用の期間ですが、許可予定日は本件議決後の3月2日、終期は令和6年4月30日です。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化として、区画をシート貼りガードフェンス高さ約2mにより仮囲いするとともに、雨水については、敷地内浸透とする計画です。申請地は相模湖総合事務所の南西約40mです。

続きまして、收受番号5-1073は、借受人である株式会社生物技研が、貸出人の所有する緑区长竹の農地、8筆、3,034㎡のうち2,346.21㎡に賃借権を設定し、テストフィールド及びヤギ飼育場に転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。案内図の斜線部分が本案件の申請地で、下のほうに原野と示した白抜きの左側部分を含めて事業地となります。農地区分は第2種、第3種農地です。申請理由は、DNA解析を行う専門サービス業を営んでおり、製造している環境DNA解析装置等を試験するためのテストフィールドを設置するとともに、併せてヤギの貸出事業を行っており、飼育場を整備するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土砂流出等の防止を兼ね、板柵高さ20cm等を設け、雨水については、碎石舗装等を行い、敷地内浸透とする計画です。申請地は門倉鍼灸院の南約40mです。

続きまして、收受番号5-1074は、借受人である合同会社ヘリテッジキーパーが、貸出人の所有する緑区长竹の農地、3筆、1,096㎡のうち565.82㎡に賃借権を設定し、マウンテンバイク体験施設に転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。図の中央の薄く塗った部分が本案件の申請地、先ほどと同様、下側の原野と示した白抜きの右側部分を含めて事業地となります。農地区分は第2種農地です。申請理由は、マウンテンバイク林間コースの運営を行っており、新たに初心者用のマウンテンバイク体験施設を設置するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土砂流出等の防止を兼ね、敷地境界部に盛土処理をし、雨水については、碎石舗装を行い、敷地内浸透とする計画です。申請地は門倉鍼灸院の南約40mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-34については、南区担当、斉藤嘉之委員、お願いします。

5番（斉藤委員）

現地調査に行ってきました。平らな土地なので、資材置場では問題ないと思いますが、また農地がなくなるのが残念です。問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-35については、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

8番（志村委員）

2月22日に現地確認に行つてまいりました。この辺一帯は違法転用がかなりあって、かなり荒れている地域でございます。大きい場所ですけど、トラックの置場ということで、転用はやむを得ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-36については、中央区担当、大谷健一委員、お願いいたします。

13番（大谷委員）

この場所は、以前、違法転用のあった時代から、雨水の流出とか近隣への影響は全く聞いておりません。土地も全くいじっておりませんので、問題なく行けると思います。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1071については、城山地区担当、西東邦雄委員、お願いいたします。

14番（西東委員）

2月22日に押田推進委員と現地確認してまいりました。先ほどの收受番号5-1070の案件の土地に近隣する場所です。境川沿いの畑ですけれども、先ほど事務局から説明がありましたが、土留め対策など、工事の計画もしっかりできておまして、特に問題はないと思います。ちなみに、参考に真ん中を走っているのは認定外道路という名称のようですけれども、公的に道路になっていまして、突き当たりは境川手前で行き止まりという形、そんな道路を挟んでの土地になっております。

以上です。特に問題はありません。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1072については、相模湖地区担当、青木齊委員、お願いします。

1番（青木委員）

25日に推進委員の岸さんと現地を視察しました。今、許可済みという用地がございますけど、これは先月、老人ホームをつくるという申請がございましたところでございまして、その老人ホームをつくるための建設用地ということですのでけれども、畑の一部を

一時転用ということで許可申請が出ております。今見ているのは梅の木だと思うんですけども、別に問題ないと思います。この老人ホームができた後、西側に住宅がございます。その間に挟まれて、この土地はどうなるかというのが心配ですけれども、来年4月までの転用ということですので、今のところは別に問題ないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

続きまして、收受番号5-1073及び5-1074については、津久井地区担当、八木拓美委員、お願いいたします。

15番（八木委員）

2月24日に、長谷川推進委員と事務局の担当者の方2名の計4名で視察へ行ってきました。

まず、收受番号5-1073の案件についてですけれども、行った際に、除草目的でヤギが3匹ほどいまして、草の状態は、すごくきれいになっていました。その3匹がかなり草を食べるらしくて、今後、期待される除草生物ということで活躍してくれるのではないかと思うくらい草を食べていました。畑自体については全然問題ないんですけども、一応、動物が今後増えるということで、北側には住居もありますので、今回、借り入れされる方が地域の住民とうまくやっていただければいいかなと思います。

続きまして、收受番号5-1074について、事務局からお伺いしたんですけども、收受番号5-1073の申請者と共同で、地域を盛り上げようということで、今回、一緒に来られた経緯もありまして、ここの土地自体はかなり凸凹しているんですけども、今後、整地してきれいにしていくということで話は伺っています。全く問題はないかなと思われま。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。御発言はございませんか。

19番（加藤委員）

收受番号5-1071の認定外道路というところですけど、赤道ということでしょうか。そこが財務省の財産になるのか、市の農政サイドが何か委託を受けているのか分からないんですけど、ここは、必ず一体で使われますよね。そこで将来的に何か問題が起こるようなことがあるのか。払下げみたいなの、付け替えか、そういう指導をされたのか、その辺、後で問題が起こるようなことがないのかだけ確認したいです。

事務局（松浦所長）

先ほど西東委員からも話がありましたけれども、この計画地の真ん中、認定外道路、今おっしゃっていただいたとおり赤道が入っています。今回の事業に関しましては、この赤道の部分については、特に事業者さんも、実はコンテナを両脇のところに置くことを計画されているようです。入口自体もそれぞれの土地につくっていくということで、認定外道路については特に手をつけないという話を聞いています。これについては、今、津久井土木事務所が管轄で管理しているんですけども、そちらとも協議した上で、今

回、特にこの赤道の境のところについては鋼板で囲って、そこを使わないようにしますという形で、認定外道路として残すということで計画されていると伺っております。特にその後、認定外道路をどうかするという計画は、今のところはないようです。

以上です。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

それでは、ないようですので採決をさせていただきます。

議案第94号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程8議案第94号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第95号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程9議案第95号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、19ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第95号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号4-1093及び4-1095から4-1104は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和5年2月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の11件について説明いたします。20ページから24ページを御覧ください。

整理番号4-1093は、期間満了に伴い、提出された更新の案件で、1件、1筆、981㎡です。更新のため、特に案内図等はありません。

続きまして、整理番号4-1095から1097は、昨年12月に新規就農者認定を行った借人が新たに利用権を設定するものです。案内図は15ページを御覧ください。契約期間は3年10か月、件数は3件、8筆、面積は5,504㎡です。

続きまして、整理番号4-1098から4-1101は、本年1月に新規就農者認定を行った借人が利用権設定をするものです。案内図は16ページを御覧ください。契約期間は3年10か月、件数は4件、6筆、面積は2,901㎡です。

続きまして、整理番号4-1102から4-1104は、令和5年1月31日まで別の解除条件付法人が耕作していましたが、撤退し、合意解約をしたため、解除条件付法人である借人が引き継いで利用権を設定するものです。契約期間は2年10か月、件数は3件、3筆、面積は1,901㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第95号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程9議案第95号については、原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第96号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程10議案第96号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、11番齋藤孝之委員には、恐れ入りますが、御退席をお願いいたします。

11番 齋藤孝之委員 退席

議長（阿部会長）

それでは、日程10議案第96号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、24ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第96号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号4-1094は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和5年2月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、25ページを御覧ください。津久井事務所管内の1件につきまして御説明します。

整理番号4-1094は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は17ページを御覧ください。本件に関しましては、先ほど御議決いただきました第3条の案件に関連するものです。契約期間は3年10か月、件数は1件、2筆、面積は1,358㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

10番（高橋委員）

さっきの第3条の件と、こちらは賃貸借で、向こうは所有権移転ということでしょう。2,000㎡に足す方法があると。農地として農地を耕してもいいんだけど、所有権移転するとき、第5条とか、そういう方策を取ったほうが簡単なんじゃないか。何でわざわざ2,000㎡にするためにこういう手続をしなくちゃいけないのかなと勘繰るんですけども、いかがなものでしょうか。

事務局（松浦所長）

先ほども御説明させていただいたんですけども、今回の案件については、2,000㎡を満たすためにというのは、確かに利用権の設定をさせていただいている部分があります。今の規定ですと、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、やはり要件が4つありますので、その一つとして、基本的には50アール、5,000㎡以上というのが国の規定になっています。地域要件で相模原市については20アール、

2,000㎡と決めさせていただいているわけですがけれども、これを満たす中で、要は3条の許可要件ということになっていますので、今のところは2,000㎡を満たした形で申請いただく中で、同時に利用権を設定させていただいているのが実情になっています。できれば、そこを御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

10番（高橋委員）

移転して、ここに満たして農地として利用しますよと。しかしながら、何年か後、この土地を農地以外でこうしますというのもあるでしょう。我々、農地の番人として、しっかりとその辺を見詰めていかなければいけないのかなと。親族間だったら、もっと易しい方法があるという説明があればよかったのかなと思うんだけど、その辺の説明をして、やり取りした後の結果ですか。

事務局（松浦所長）

確におっしゃるとおり、親族間ということで、もっと簡単にできないかという話もあるかと思いますが。先ほどお話をいただいたのは、3条の話だと思いますけれども、3条について、今の基準については、高橋委員がおっしゃりたいのは、3年3作という話だと思うんですけども、やはり、新たに3条で取得したからには、きちんと耕作してくださいというのが原則だということは事務局も重々承知しております。そういった中で申請を受け付けさせていただいているわけですが、そこについては、要するに御本人の意思もありますので、ある程度のところは、今回は親族間のやり取り、あるいは、もともと、農地をお持ちなのが親御さん一つのところだったのが、相続でそれぞれのところに行ってしまったわけですが、現実問題として、本家という形で、一番近いところでやっていたのが一番だということで所有権の移転を行っているという理解をしています。おっしゃるとおり、その理解はするんですけども、規定上、3条については、相続以外については許可を受けて、あるいは規定面積以上の農業経営をした中でやってくださいというのが現行の基準となっていますので、やむを得なくというのか、そのところは事務局としても厳密に守りながら、受付をさせていただいているというのが現実になっていますので、そこを御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

これは農業資格があるかないかというのはどうなのでしょう。

事務局（伊藤担当課長）

必要です。

議長（阿部会長）

農業従事要件、そこがしっかりしていたらいいんじゃないですか。

事務局（松浦所長）

すみません、補足ですけれども、こちらの方につきましては、当然、面積要件もそうですけれども、農業従事について、今回、共同名義でお二人でしたかね、今回出させていただいた案件については、農業従事150日以上というところも満たしておりますし、現実に今耕作されている、こちらの方については2筆だったかと思いますが、それぞれのところをきちんと耕作されていることを事務局でも確認させていただきながら、皆さんに御決定いただくために上程させていただいておりますので、特段、問題はなかるかと見させていただいております。よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

どうですか。

10番（高橋委員）

はい、いいですよ。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

皆さんもよろしいでしょうか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきたいと思います。

議案第96号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程10議案第96号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、11番齋藤孝之委員には、御着席をお願いいたします。

11番 齋藤孝之委員 着席

日程 1 1 議案第 9 7 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程 1 1 議案第 9 7 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、26 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 9 7 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 4-374 から 4-376 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 5 年 2 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、27 ページから 29 ページを御覧ください。

整理番号 4-374 から 4-376 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、相模原市農業協同組合の仲介により、農業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は 3 件で 14 筆、面積は 16,319 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 9 7 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 1 1 議案第 9 7 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 2 議案第 9 8 号 農用地利用配分計画の作成について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 1 2 議案第 9 8 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、30 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 9 8 号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号 4-104 から 4-119 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により令和 5 年 2 月 10 日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和 5 年 2 月 28 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、31 ページから 34 ページを御覧ください。案内図は 18 ページ、19 ページを御覧ください。

整理番号 4-104 から 4-119 は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画の作成に関する意見を求められているものです。耕作者は、経営規模拡大のため、農地を確保するものです。件数は 16 件、23 筆、面積は 24,826 m²です。なお、整理番号 4-109 と 110 は今回新規扱いとなっておりまして、案内図は 18 ページ、19 ページとなっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 9 8 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程 1 2 議案第 9 8 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程13 議案第99号 特定農地貸付けの承認について

議長（阿部会長）

続きますので、日程13議案第99号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、35ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第99号 特定農地貸付けの承認について。別紙特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請收受番号14-8は、適切と認められるので、同法第3条第3項の規定に基づき、承認するものとする。令和5年2月28日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、36ページを御覧ください。案内図は20ページを御覧ください。

收受番号14-8は、愛甲郡愛川町にお住まいの方が特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、市民農園を開設するための申請です。申請地は中央区南橋本の畑、1筆、面積は870㎡です。市民農園の概要は、備考欄にあるとおり、開設自体は相模原市による開設、20㎡の区画を27区画、貸付期間は34か月以内、賃料については1区画年間1万8,000円となっており、募集方法については、広報さがみはら、市ホームページ及びチラシにより募集する計画になっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第99号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程13議案第99号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 4 報告第 6 7 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 5 報告第 6 8 号 特定農地貸付け承認をした市民農園の廃止に
ついて

日程 1 6 報告第 6 9 号 非農地証明書の発行について

日程 1 7 報告第 7 0 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報
告について

日程 1 8 報告第 7 1 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に
ついて

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員からの質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はございますか。

事務局（伊藤担当課長）

特にございません。

議長（阿部会長）

事務局からはないとのことですが、皆様方から、いかがでしょうか。
よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、日程 1 4 報告第 6 7 号から日程 1 8 報告第 7 1 号について終了いたします。

その他

議長（阿部会長）

その他ということで、相模原市賃借料情報について、事務局から説明いただきます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、議案とは別に、相模原市賃借料情報について御説明させていただきます。

賃借料情報につきましては、農地法第52条及び全国農業会議所の賃借料情報提供の手引により、農業委員会において、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の自主性を踏まえて賃借料を提供することとなっております。

これに伴い、毎年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料の水準について、田畑別に平均額、最高額、最低額などについて公表するものです。この情報は、昨年1年間に実際に締結された賃貸借契約の賃借料を抽出し、全国農業会議所の手引に従って整理を行ったものです。

資料中、中ほどの1の田（水稻）の部に関しては、平均額が8,500円、最高額が1万2,600円、最低額が4,300円となっております。なお、令和元年度の平均額は6,700円、最高額が1万100円、最低額は4,900円でした。データとしては、5件以上あった場合について、その平均値を出すということで定められておりますので、令和2年、令和3年についてはデータ件数が5件に満たなかったため、記載されていなかったということになります。

続きまして、2の畑（普通畑）の部につきましては、平均額が9,500円、最高額は2万1,400円、最低額は4,100円となっております。令和3年の数値と比較しますと、平均額は300円、最高額は4,200円、最低額は1,600円、それぞれ下がっております。利用権の設定期間は3年間を設定するケースが多いことから、令和4年の契約については、3年前の令和元年の契約を更新しているものが多く含まれております。資料には記載しておりませんが、令和元年の金額をお伝えします。平均額では7,000円、最高額は1万4,000円、最低額は2,900円でした。増減については、平均額は2,500円、最高額は7,400円、最低額は1,200円、それぞれ今回のほうが上がっているということになります。

これらの状況から、農地の賃借料につきましては、画一的な上昇傾向や下降傾向があるものではなく、個別の農地の状況や土地所有者や耕作者の考え方によるものと考えております。

続きまして、注意事項について御説明します。

注意事項1につきましては、本市では県の農業公社もしくは市の農協仲介の賃貸借が多くて、そのほとんどが1㎡当たり5円という単価、10アール当たり5,000円という金額になっております。これは年額になります。本市では、当契約が多いので、集計に入れますと、いわゆる相対での賃貸借契約をする際の参考にならないため、除外しております。具体的には10アール当たり4,500円から5,500円のものも多く、300件ぐらいございます。

注意事項2につきましては、賃借料情報の信頼性を確保するため、手引に従って、全賃貸借契約の平均の1.7倍を超えるもの、また逆に0.3倍に満たないものは特殊取引

として除外しております。データの計算方法については、様々な方法が考えられるところですが、本件につきましては、平成24年4月に全国農業会議所が策定した手引に従って整理することにより、全国的に共通の方法でデータを公表しているものです。

注意事項3につきましては、この金額はあくまでも目安であり、実際の契約に際しては、当事者間で十分に話し合いをして決めていただくものであることとお示ししているものです。

また、この情報の公開方法につきましては、農業委員会の窓口閲覧、相模原市のホームページでの公開により、広く情報提供を行う予定です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

相模原市貸借情報の説明がありましたが、皆様から御発言はございますか。よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、その他を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第13回総会は、令和5年3月30日木曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は産業会館3階大研修室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第12回総会を終了いたします。